

社会福祉法人泉心学園 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉心学園（以下「法人」という。）の評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬または活動費に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者に限る。
- (3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者は、給与規程に従い職員としての給与を支払うので、この規程の対象とはならない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。また、以下の会議に出席した場合に、別表1により定める額を費用弁償として支払う。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会

2 役員等が法人及び施設の業務を行うため出勤したときには活動費として1時間につき2千円を支給する。

役員等の業務は、法人、施設会計の日常会計業務の監督及び印鑑の管理とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人及び施設の業務において出張したときは、旅費規程に準じた金額を支給する。

(支給方法)

第5条 第3条及び第4条に規定する費用は、当該職務の終了後速やかに現金にて支給する。

(補則)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成29年10月1日 改定

別表1 (費用弁償の額)

自宅が町内に位置する場合	¥2,000
自宅が町外に位置し、第3条第1項に定める会議の開催地までの距離が片道30Km未満の場合	¥3,000
自宅が町外に位置し、第3条第1項に定める会議の開催地までの距離が片道30Km以上の場合	¥4,000